

小樽商科大学グローバル戦略推進センター教学 I R 室規程

(趣旨)

第 1 条 小樽商科大学グローバル戦略推進センター規程第 2 3 条に基づき、小樽商科大学グローバル戦略推進センター教学 I R 室 (I R : Institutional Research, 以下「 I R 室」という。) の組織及び運営に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 I R 室は、小樽商科大学 (以下「本学」という。) における教育に関する研究・開発、教育の成果に関するデータを、グローバル戦略推進センター教育支援部門と連携しながら収集・分析・可視化し、その調査結果を用いて本学の教育活動の更なる発展に資することを目的とする。

(業務)

第 3 条 I R 室においては、次の業務を行う。

- (1) 教育に関する評価の方針・項目・方法等の企画・検討
- (2) 教育に関する評価体制の企画・検討
- (3) 教育データの収集・管理・分析・可視化
- (4) その他教育の内部質保証に関すること

(組織)

第 4 条 I R 室に、次の役員及び職員 (以下「役職員」という。) を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) I R 室専任教員
- (4) その他の役職員

(室長及び副室長)

第 5 条 室長は、副学長をもって充てる。また、副室長は、本学の役職員のうちから室長の推薦に基づき、第 6 条に定める運営会議の議を経て、室長が委嘱する。

- 2 室長は、 I R 室の業務を掌理する。
- 3 室長に事故あるときは、副室長がその職務を代行する。

(I R 室の運営)

第 6 条 I R 室を運営するために I R 室運営会議 (以下「運営会議」という。) を置く。

- 2 運営会議は、第 3 条に規定する業務に関する事項を審議する。

(運営会議の構成)

第 7 条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) グローバル戦略推進センター教育支援部門長

- (4) IR室専任教員
- (5) 学長が指名する者 若干名
(任期)

第8条 前条第5号に掲げる者の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合には、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(運営会議の議長)

第9条 運営会議に議長を置き、室長をもって充てる。

- 2 議長は、運営会議を招集議長となる。
- 3 議長に事故あるときは、副室長がその職務を代行する。

(運営会議の議事)

第10条 運営会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第11条 運営会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第12条 IR室に関する事務は、企画戦略課において、各課室の協力を得て行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、IR室の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年2月17日から施行し、令和2年2月1日から適用する。
- 2 この規程施行後、最初に委嘱される第7条第5号の委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。